文教こども委員会 参考人意見陳述レジュメ

議員提出第39号議案 神戸市こどもを虐待から守る条例の件

【参考人】藤林 武史 氏

(福岡市こども総合相談センター所長・精神科医師)

【テーマ】子どもを虐待から守る仕組みの構築 一児童相談所・区・地域の役割と連携に向けて一

【参考人略歴等】

昭和33年生まれ。九州大学医学部卒業後,2年間の研修を経て,国立肥前療養所(現肥前精神医療センター),佐賀医科大学精神科(現佐賀大学),佐賀県精神保健福祉センター勤務を経て,平成15年4月に福岡市こども総合相談センター所長に就任し,現在に至る。

著書

『国連子どもの代替養育に関するガイドライン SOS 子どもの村と福岡の取り組み』(共著・福村出版)

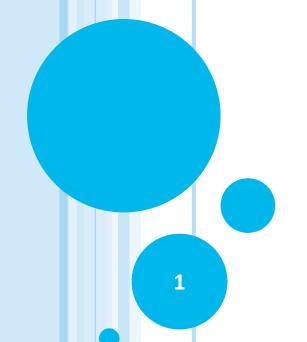
『子ども虐待への新たなケア』(共著・学研教育出版)

『児童相談所改革と協働の道のり 子どもの権利を中心とした福岡市モデル』(編著・明石書店)

• 公職等

厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 委員 法務省法制審議会特別養子制度部会 委員

日本子ども虐待防止学会 理事



子どもを虐待から守る仕組みの構築

一児童相談所・区・地域の役割と連携に向けて一

福岡市こども総合相談センター 藤林武史

本日の講演の内容

- 。 児童虐待防止施策の経過
- 「ニーズとケア・サポートのギャップ」
- 。 もう一つの問題―家族を失った子どもたち
- 。 パーマネンシー保障の重要性
- 平成28年29年改正児童福祉法等と「新しい社会的養育ビジョン」
- 。福岡市の取り組み
 - 一社会的養護改革
 - ー児童相談所・区・地域における相談支援体制
 - -家庭移行支援(パーマネンシー保障)
 - ー虐待防止活動推進委員会・地域ケアに向けて

児童虐待防止の経過(1980~2000)

- 。 1980年代、一部の小児科医の間で児童虐待問題に関心が広 がる
- 1990年代、大阪、東京など各地で、児童虐待に対する研究会や民間のネットワークが始まり、社会問題として認識されるようになる。
- 。1994年、日本子ども虐待防止研究会(現、日本子ども虐待 防止学会)
- 2000年(平成12年)、児童虐待防止法。児童相談所への虐 待通告はその後、爆発的に増加
- 。虐待を受けている子どもの通告・保護体制がスタート

日本の児童虐待防止の経過(2000~2015)

- 。虐待死亡事件の発生を受けて、立入調査、臨検捜索、親権制限の申し立て権など、多くの法的権限が児童相談所に付与
- 児童相談所は、高い専門性を持って、虐待通告に的確かつ迅速に対応。保護者との関係性にとらわれずに、毅然とした態度で、子どもを保護する役割
- 市区町村は、相談支援の最前線として、個々に子どもや家庭を支援する役割、要保護児童対策地域協議会を通じて地域の関係機関とのネットワークを構築し、虐待のサインを早期にキャッチする役割
- 施設や里親は、保護・措置された大勢の子どもに対するケアの役割
- 妊娠期から始まる関係機関とのネットワーク構築、法的権限の強化、 保護後のケア体制「発見→通告→保護→措置」のシステムが整備

児童虐待防止のための法制度と現場との乖離

- 。児童相談所や市区町村子ども家庭相談支援体制は、人数も 専門性も少ない状況からスタート
- 社会的養護は施設が中心で、委託可能な里親は少ない施設の職員配置基準は、国際的に低水準 里親への支援体制も、国際的に低水準
- 法制度は整えられ、社会的な要請が高まる一方、応えられるだけの体制が児童相談所にも市区町村にも施設・里親にも十分ではなかった。
- 「ニーズとサポート・ケアの大きなギャップ」

ギャップの背景一児童相談所と市区町村の人員体制

- 「児童福祉司は公務員であれば、誰でもできる」という発 想を基にした児童福祉法の仕組み
 - ・ 緩い任用要件で、公務員を児童福祉司に任用可能
 - ・児童福祉司の研修・スーパーバイザーの法的規定がない
 - ・ 児童福祉司の配置基準は国際的に低水準
- 本来、虐待ケースの対応は、高度な専門性を持ったスーパーバイザーの下、専門的な訓練を受けたソーシャルワーカーが担うべき。親子分離という重大な決定に、裁判所の関与がない。児童相談所が分離の判断実施と支援まで担う
- 個別支援やネットワーク支援を担う市区町村に、高度なソーシャルワーク技術が必要であるにもかかわらず、十分な専門人材を配置する枠組みはない

ギャップの背景一社会的養護(施設・里親)の体制

- 必要十分なケア環境を整えることがないまま、従来の大規模な施設に大勢の虐待を受けた子どもが措置された
- 職員の専門性、研修機会、専門職の配置、職員の配置基準は若干の改善はされたものの、虐待防止法以前と以後とで、根本的な変換はなかった
- 1対1の愛着形成を必要とする乳幼児が、乳児院や児童養護施設の集団養育の環境に、長期間措置されていた。(里親委託優先の原則が明確になったのは2011年)
- 里親に被虐待児が委託されたとしても、十分な研修機会や 支援は届いていなかった

ニーズとサポート・ケアの大きなギャップ

増え続ける虐待通告 多くの困難事例 潜在するハイリスク事例 高度な子どものケア 高度な親支援

ギャップ

児相・市区町村・施設・里親の 人員や専門性、法制度

- 虐待死亡、重症虐待
- 施設内虐待、子ども間暴力、施設崩壊
- 里親の疲弊、不調
- 一時保護の長期化
- 不十分な在宅支援
- 成人期の不適応 虐待の連鎖
- ・行政職員や施設職員、里親のバーンアウト
- 人材の枯渇

福井充「子どもの長期入所からの脱却をめざして一施設入退所調査に基づく家庭移行支援一」

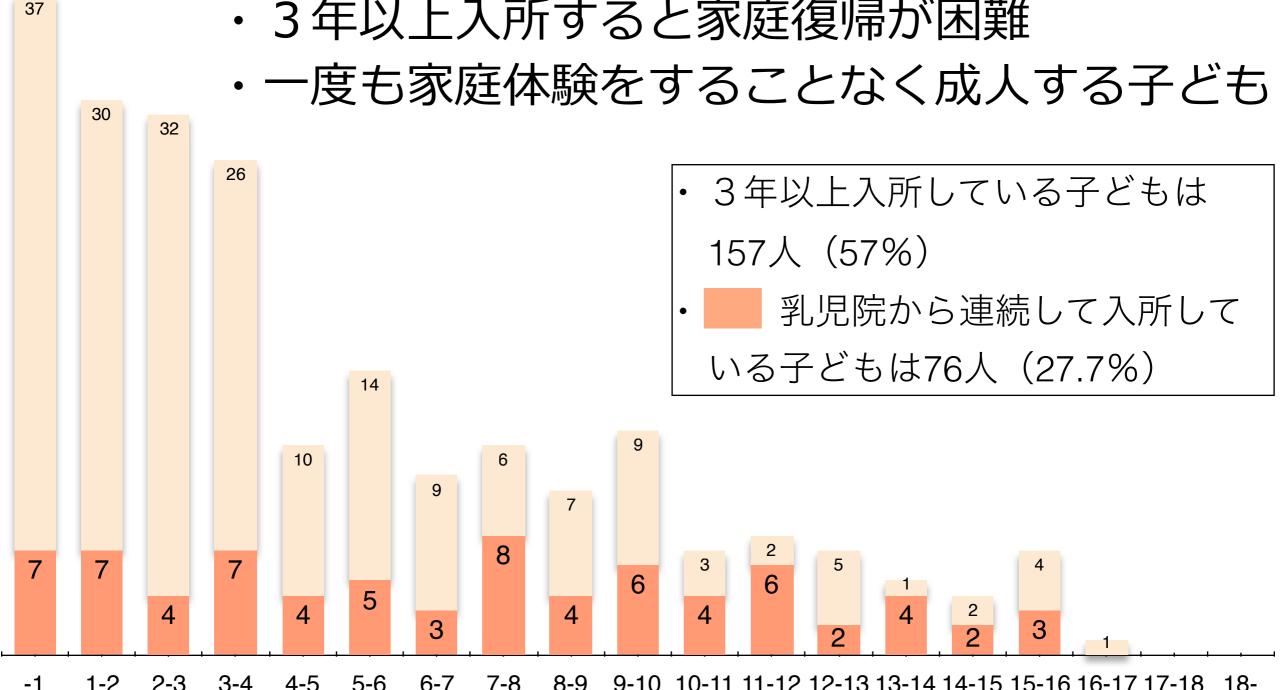
「生活保護ケースワーカーとしても3年目を迎えた2010年 の春、冒頭の青年との出会いが、この視点に変化をもた らした。30歳を目前とした彼は、人生の様々な憤りを 「お前らのせい」で「一匹狼」という言葉と拳に込めて、 担当である私と福祉事務所の机にぶつけた。未婚の母は 彼を出産直後に乳児院へ託し、その後、彼は児童養護施 設で暮らしたが、16歳で高校を中退して社会に出た。就 職した土木業は数か月で辞め、10年ほど、日雇い寮と公 園のベンチ、そして塀の中の暮らしを転々とし、生活保 護受給に至った。

福井充「子どもの長期入所からの脱却をめざして一施設入退所調査に基づく家庭移行支援一」

○ 前任者の支援で療育手帳(軽度知的障がい)を得てからの数 年は、障がい者就労支援を利用していたが、職場での度重な る対人トラブルによって職業紹介先が徐々に狭まり、そのこ とが、ますます彼を苛立たせていた。なぜ「お前らのせい」 なのかと尋ねると、彼は、施設職員のいない所で上級生から 命令や暴力を受けて育ったこと、人間は信用に値しないこと を教えてくれた。小学校の入学式で一度母を見た覚えがある が、その後は連絡もなく、遠くにいるとの情報だけが記憶に あるとのことだった。施設を出て一匹狼になった、あんたに わかるか、と凄む彼の目は、私をにらみながら、私の背後に ある何かに向けられているようでもあった。母の住民票は長 らく職権消除されたままであり、行方を知る者はいなかった」

児童養護施設の入所期間(福岡:2015)

- ・施設に長期間入所している子どもは57%
- ・3年以上入所すると家庭復帰が困難



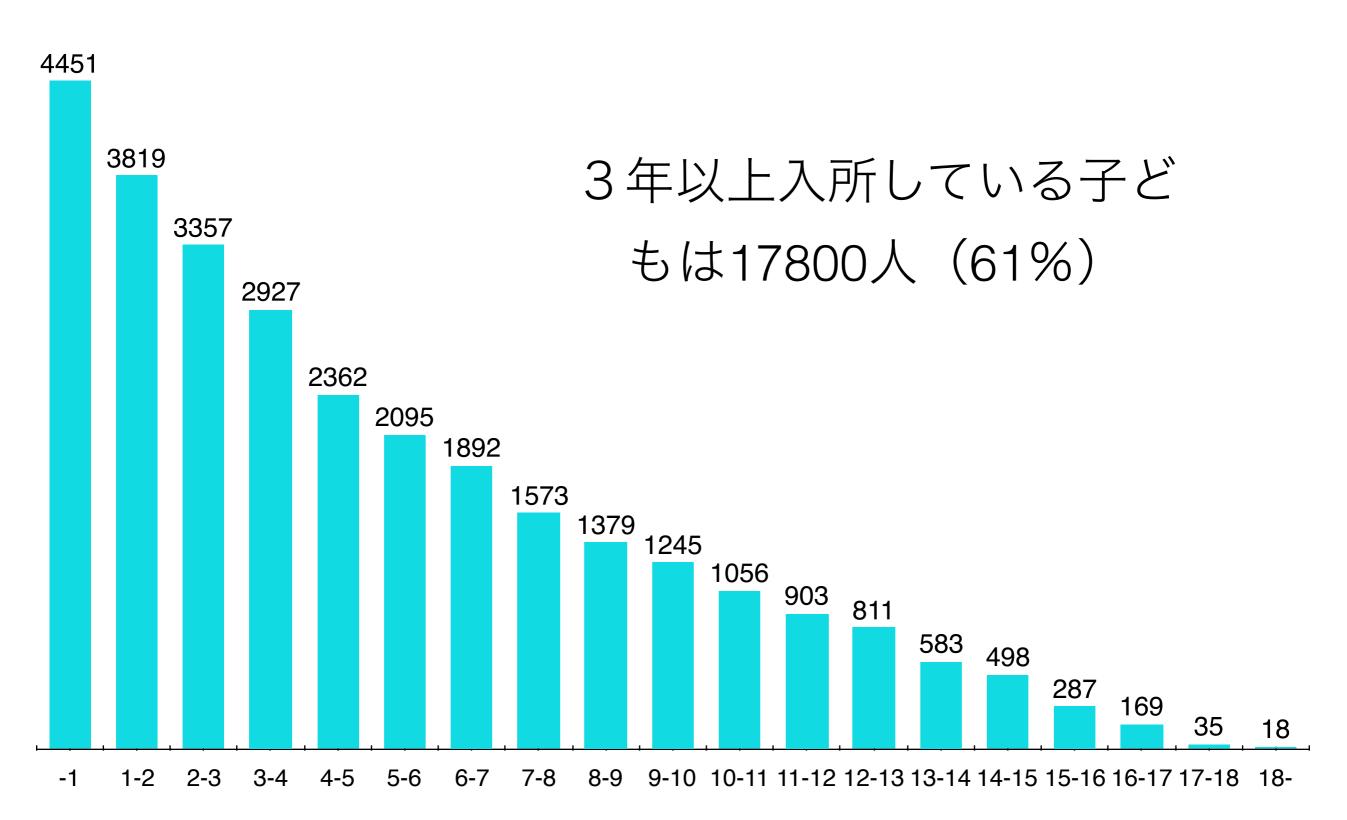
8-9

2-3

4-5

5-6

児童養護施設の入所期間(平成25年 厚生労働省調査)



アメリカの児童虐待防止の経過

- 1974年児童虐待防止及び対処処置法(CAPTA)通告件数の増加6万(1974)、100万(1980)、200万(1990)福祉資源は、家族への支援よりも介入や調査に向けられた
- 保護されない子どもは、支援対象から外れる
- 保護された子どもは、家庭復帰や養子縁組といった明確な将来の保障もなく、複数の里親家庭を転々としていた(foster care drift)
- 。そして、措置解除後に、安心して頼れる家族(日本語で言うと ころの「実家」)を持たないまま、社会的自立を強いられた。

アメリカの児童虐待防止の経過

- 安心して頼れる家族を持たない若者たち(ケアリーバー)は、成人期に経験する失業や病気、離婚など様々なライフイベントに際して、ホームレス、生活保護、犯罪等に陥るリスクが高かった
- そもそも、子どもにとって親子分離されていること自体がストレスな体験。しかも、いつになったら戻れるかという目処も説明もないまま、先の見えない不安の中で、何年も過ごすことは子どもに大きな負担を与え、子どもの成長、発達、情緒の安定に影響を与える。
- 大人になるまで長期間フォスターケア(アメリカでは施設 や里親両方含めた呼び方)に漫然と措置していることの弊 害

パーマネンシー(永続性)の重要性

- フォスターケアの当面の目的は、子どもの安全。暴力が なく、十分なケアが提供される環境の提供。しかし、子 どもにとってのゴールではない。
- 重要な目標は、子ども時代のみならず、生涯にわたって 継続する、心理的・法的に繋がり所属感を感じる家族関係(パーマネンシー)の保障。
 - 里親家庭は、家庭環境ではあるが、法的に永続的ではない。
- 「大人になった後も生涯にわたって、いざとなったら帰り頼ることができるところ」日本語で言うところの「実家」

パーマネンシー・プランニング

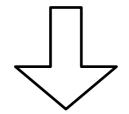
- 社会的養護は暫定的な代替案であり、子ども時代だけでなく 生涯にわたって継続する、安全安心な家族の元で子どもが暮らせることが目標
- 目標に向けて、短期の限定的な期間内に支援するためにデザインされた、一連の実践プロセスをパーマネンシープランニング
- パーマネンシープランニングの優先順位は、1家庭維持 2家庭復帰(親族も含む) 3養子縁組 4代 替養育からの自立支援(法的後見人)
- 。 1997年養子縁組及び子ども家庭安全法(ASFA)パーマネンシープランを規定

日本の児童虐待防止施策(2000~2015)の限界

- 。 児童虐待を発見、通告、保護、ケアするシステムは定着
- 保護や親権を制限する法制度は整備(裁判所の関与は少ない)
- 。的確に保護を行う児童相談所や、個別の支援を行う市区町村の 専門性や体制に、ニーズとのギャップが存在
- 保護した後の、子どものケアを実施する社会的養護体制に、二一 ズとのギャップが存在
- 。子どもを施設や里親に措置し後のパーマネンシー保障まで手が 回らない
- 。子どもにとって、生涯にわたって続く安心で安全な家庭を保障 するという発想や支援が希薄(特別養子縁組制度など)

児童福祉法改正に向けた課題

- 。児童相談所・市町村職員の専門性と人員の不足
- 。 子どものケアニーズに合っていない社会的養護
- 。 市区町村支援・在宅支援の不十分さ
- 。 児童相談所の一極集中・裁判所関与の薄さ
- 。 パーマネンシー保障の発想の欠如
- 。特別養子縁組の利用制限(年齢問題、親の同意問題)
- 。 自立後の支援体制の乏しさ
- 。子どもの権利や意見表明権の保障が法的に規定されていない



2016年3月、社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉 のあり方に関する専門委員会報告(提言)

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の 体制や権限の強化等を行う。

(1)市町村における支援拠点の整備

■ 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2)市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村 (80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3)児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
 - ※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4)児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置する ものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)
 - ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」を策定。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)
 - ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置 又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

(5)児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)
 - ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
 - ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(☆)
 ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の 在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。*(改正法附則)*

(6)通告・相談窓口等

■ 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する 業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと する。(改正法附則)

Ⅳ 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が 採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1)親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(☆)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2)里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3)18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、 その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(*児童福祉法・児童虐待防止法)*
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。
 - ※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を 受けることができる事業の創設を検討。

6

改正児童福祉法(2016) 「家庭養育優先原則」

第3条の2「国及び地方公共団体は、児童が家庭において 心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援 **しなければならない。**ただし、児童及びその保護者の心身 の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘 案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は 適当でない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と** 同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を 家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない 場合にあっては児童が**できる限り良好な家庭的環境におい** て養育されるよう、必要な措置を講じなければならない l

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行(平成28年6月3日)・児童福祉法】

課

題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよ う、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

実親による養育

施設

児童養護施設

大舎(20人以上)、

中舎(13~19人)、

(必要な場合 0歳~20歳未満)

小舎(12人以下)

1歳~18歳未満

施設(小規模型)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援の下で地域の民間住宅 などを活用して家庭的養護を行う

乳児院

乳児(0歳)

必要な場合幼児(小学校就学前)

小規模グループケア(分園型)

・地域において、小規模なグループで家庭的 養護を行う

・1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

養子縁組(特別養子縁組を含む。)

小規模住居型 児童養育事業

里親

小規模住居型児童 養育事業(ファミリーホーム)

- 養育者の住居で養育 を行う家庭養護
- ·定員5~6人

里親

- 家庭における養育 を里親に委託する家 庭養護
- 児童4人まで

里親等

里親+ファミリーホーム

委託率 養護+乳児+里親+ファミリーホーム 平成29年3月末 18.3%

「新しい社会的養育ビジョン」

- 。 市区町村の子ども家庭支援体制の構築
- 。 児童相談所・一時保護改革
- 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と 里親制度改革
- 。 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進
- 。 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標:
- 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革
- 自立支援(リービング・ケア、アフター・ケア)
- 。 担う人材の専門性の向上など
- 都道府県計画の見直し、国による支援

1.家庭(代替養育家庭も含む)で生活している子どもへの支援

- ショートステイ機能の強化(ショートステイ定員枠、 ショートステイ里親)
- 。訪問型支援(家事援助):例)養育支援訪問事業の活用
- 子どもへの直接的支援:例)各種子どもの生活・学習支援事業の活用(ひとり親対策・子どもの貧困対策)
- 通所型支援:カウンセリング、ペアレンティング、心理 治療プログラム、治療的デイケア
- 親子入所支援(乳児院の親子訓練室を活用した親訓練、 産前産後母子ホーム、親子里親の創設)

家庭の抱えている困難は多様→複数の解決策を開拓・開発、実践 へ→支援の担い手は、児童家庭支援センターや民間機関を活用。

(5) 乳幼児家庭養育原則徹底と年限を明確にした取組目標

- 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業整備を確実に完了する。
- 。具体的には、実親支援や養子縁組利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率の向上に向けた取組を今から開始する。
- これにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。

2. 「できる限り良好な家庭的環境」とは

- 小規模施設における小集団を生活単位とした養育環境を意味しており、具体的には、地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。こうした養育環境では、最大でも 6 人以下の子どもとケアワーカーが一生活単位を構成し、子どもは、独立性と自律性を備えたこの生活単位において日常生活を送る(略)
- ケアの地域化も重要であり、小規模施設が地域の中に分散して 設置されていること(地域化・分散化)を原則とする(略)
- 心理職や医師、看護師など多様な専門職の即時の対応を必要とするような、子どものケアニーズが非常に高い場合や緊急一時保護施設など特別な場合には、生活単位を地域に分散させず、同じ敷地内に複数の生活単位を存在させることもあり得る。そのような場合であっても、生活単位は 4 か所程度とし全体としての規模を大きくしないことが望ましい。

2.「社会的養護」の考え方と永続的解決の必要性

- 代替養育は、本来は一時的な解決であり、家庭復帰、親族との同居、あるいは、それらが不適当な場合の養子縁組、中でも特別養子縁組といった永続的解決を目的とした対応を、児童相談所は、里親や施設と一致してすべての子どもに対して行われなければならず、漫然とした長期間にわたる代替養育措置はなくなる必要がある。
- しかしながら、子どもの最善の利益として家庭復帰や養子縁組が困難な場合に長期養育里親委託や長期施設入所措置もやむを得ない場合がありうるが、その場合も、子どものニーズに応じた養育形態が選択されるべきであり、かつ、永続的解決に向けた計画の立案とその実現に向けた不断の努力が必須となる。

児童相談所運営指針(2018)

- 。「その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針(援助方針)については、里親等又は児童福祉施設等の意見も踏まえながら、一定の期間(3~4か月に1回程度)をおいて再検討を加えることとし、
- その際、施設入所中の子どもについては、個々の状況に応じて、里親委託や養子縁組を検討するなど家庭養護への移行に向けた最大限の努力を行うこと。特に、乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であることから、数か月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること」

児童相談所運営指針(2018)

「まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育(親族里親、養育里親や養子縁組)を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること」

平成28年29年改正児童福祉法と「新しい社会的養育ビジョン」次のステージ

- 専門人材の確保、司法関与、特別養子縁組制度など、いく つか今後の課題を残している
- ニーズとケア・サポートのギャップを埋める法制度上の大きな転換を果たした
- 国レベルの法制度の転換を、子どもの最善の利益の実現に向けて、「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、自治体が実現に向けて取り組んでいく段階
- 児童相談所・区の体制・専門性の強化民間機関も含めた在宅支援体制、地域ケアの強化一時保護も含めた社会的養護改革

福岡市の取り組み

社会的養護改革 児童相談所・区・地域における相談支援体制 家庭移行支援(パーマネンシー保障) 虐待防止活動推進委員会・地域ケアに向けて

福岡市における改革への道のり

15(2003)年 えがお館オープン

17年 里親委託の推進(新しい絆)

21年 福祉職採用開始

えがお館を拠点に、2中学校区にSSW配置

22年 子ども虐待防止活動推進委員会

23年 常勤弁護士配置

24年 社会人福祉職採用、子育て見守り訪問員派遣事業

25年 子ども家庭支援センターの設置(休日夜間相談)

26年 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業

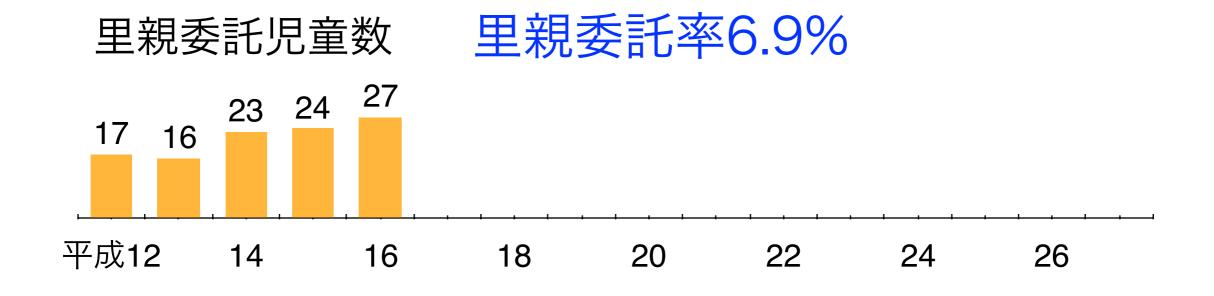
28年 家庭移行支援係の設置

乳幼児里親リクルート事業

29年 児童心理治療施設設置・一時保護所改革を決定

福岡市における里親委託推進一始まり一

- 。 平成16年度、虐待など養護相談の増加で市内県内の児童養 護施設が満杯
- 。 遠くの県外の児童養護施設にも子どもたちを入所
- 市内に施設を新設するのではなく、里親委託を活用
- 。 しかし、委託可能な養育里親はいない



市民参加型里親普及事業



- 行政とNPOの共働による里親制度の普及啓発を開始「市民と共に、社会的養護の課題を広め、 里親制度の周知を図る」
- 実行委員会「ファミリーシップ」 で様々なプランの企画や情報交 換、年2回のフォーラム、年十 数回の出前講座
- 地元メディアの活用
- NPOと行政の協働の始まり

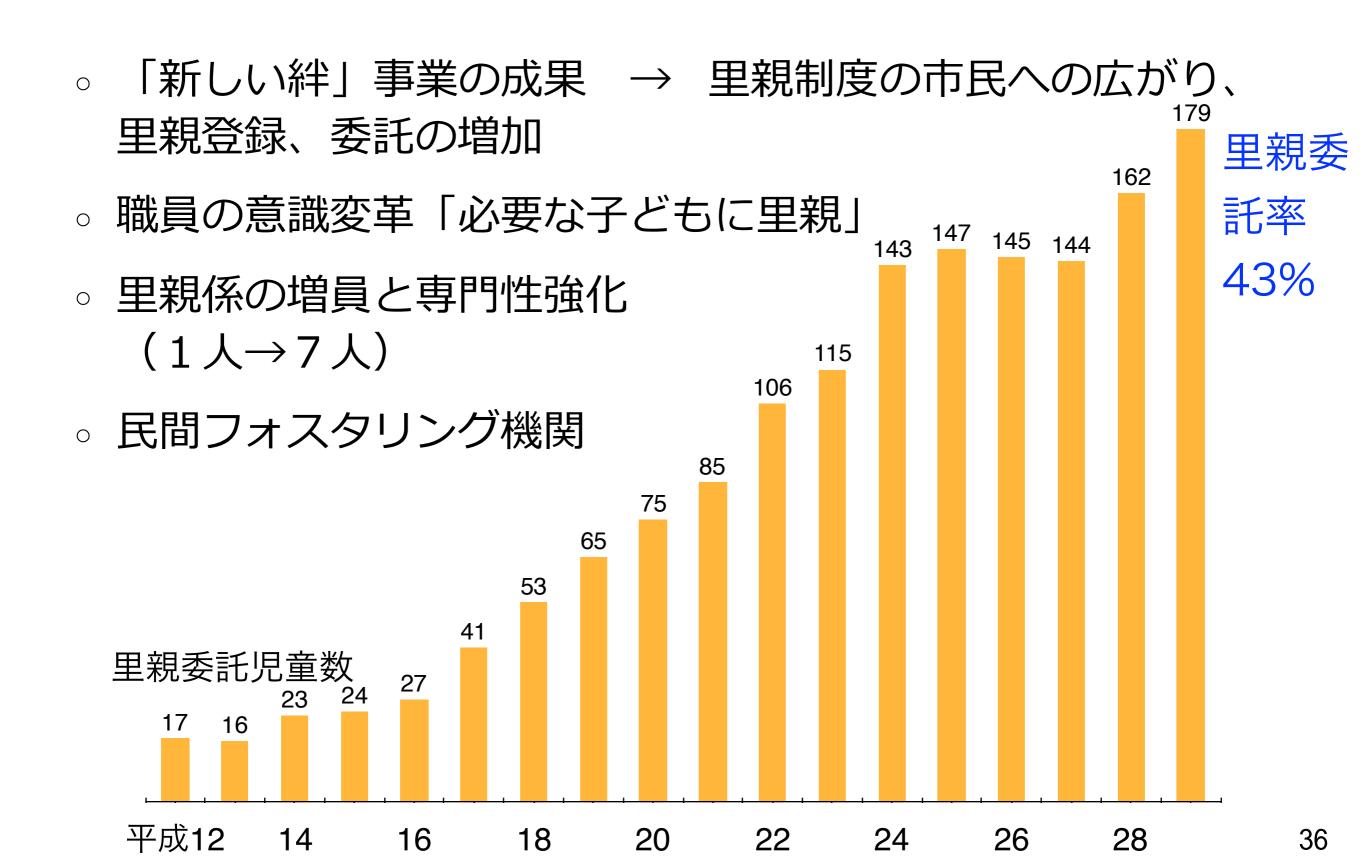


民間フォスタリング機関の活用

- 乳幼児の養育里親(一時保護も対応)の開拓,養成,委託,委託後支援を 民間機関に対して包括的に委託(乳幼児里親リクルート事業)
- 事業開始 平成28年8月
- 実施方法 委託事業所を公募
 - キーアセットに委託
- 「攻めるリクルート」チラシのポスティング、商業施設でのイベントやブース設置、バス車内広告、市政だよりなど広く広報。問い合わせに迅速な対応
- 「きめ細かな養成システム」ガイダンス後里親候補者の状況を考慮した登録前研修の実施 ⇒ 土日にも開催,少人数の参加型研修。里親候補者の強み弱みの把握
- 。 「きめ細かで頻回な委託後支援」 委託直後からの訪問(多いときは週に3回)や電話、解除後のフォロー



福岡市における里親委託推進



児童相談所の専門機関化

- 。 児童福祉司の専門職化(福祉職・社会人福祉職の採用)
 - 15年度、児童福祉司19名 福祉職0、他の資格職1 (保健師1名)
 - 30年度、児童福祉司36名 福祉職23、他の資格職10(保育士4名、心理職2名、 行政事務職で社会福祉士取得者4名)
- 。精神科医(所長)、弁護士の専門職配置
 - 15年度開設時に、精神科医(所長)を配置
 - 23年度 常勤弁護士配置
- 教育相談課・スクールソーシャルワーカーの協働・連携

常勤弁護士の有用性 法的権限を駆使できる体制

- 迅速性・即時性 法的問題に対して迅速に直接対応
- ○業務の適正化
 - 子どもの権利擁護を最優先とした行政処分の適法性判
 - 法的妥当性の確信に基づく権限行使・業務執行
 - 各種会議出席時の法的問題の指摘(法令に基づく適正 手続きの保障、子ども・保護者の権利擁護)
- 職員の法的専門性の向上。児童福祉司の強力なバックアップ
 - ・ 虐待通告当初から事実や証拠収集の具体的指示,事実認定の 手法指導 ⇒ 適切な事実認定に基づく判断
- 。 児相職員の子どもの権利に対する意識の向上 一時保護所の子どもの権利、子どもの面会交流権など

児童相談所とスクールソーシャルワーカーの連携

- 。教育相談課にスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置
 - 20年度、SSWを2中学校区に配置(2名) その後、年々、増員。
 - 30年度、全中学校区に配置(69名)
 - 日常的に、SSWと児童相談所職員が連携できる体制
 - 31年度、福岡市立学校職員(拠点校スクールソーシャルワーカー)を7名配置予定
- 日常的に、児童相談所児童福祉司とスクールソーシャルワーカーが、全ての校区で連携できる体制

区保健福祉センターや地域における相談支援体制

- 。 17年度、区保健福祉センターにこども相談係を設置
 - 虐待通告の窓口、要保護児童対策地域協議会事務局、子 ども家庭への相談支援、DV対応など
 - 17年度 2名体制 → 30年度 4~6名体制へ
 (児相経験者14名中2名) → (児相経験者35名中11名)
- 25年度、子ども家庭支援センターを1箇所設置27年度、子ども家庭支援センターを2箇所目設置それぞれ、NPOが運営。夜間・土曜・休日の相談支援
- 。こども総合相談センター・区こども相談係・子ども家庭支援 センターがそれぞれの専門性を活かした、切れ目のない子ど も家庭相談支援システムを構築中。プラス他のNPOの活動も

家庭移行支援の取り組み(平成28年~)

- 。家庭移行支援係の設置 係長含めて6名の体制
- 3年以上施設入所児童の集中的ケースワーク(家庭移行支援) 実親家庭復帰、親族家庭、里親、養親への移行、自立支援
- 施設入所児童全体のモニター(長期入所防止)早期パーマネンシー保障を考慮
- 。在宅支援のための資源の開発・開拓 ニーズ調査(児童相談所・区役所)、親支援を児童家庭支援 センターへの事業委託、NPOを活用した子どもへの直接支 援の試み
- 社会的養護自立支援事業(措置解除後のサポート)
- 。 子どもの意見表明権の保障、未成年後見人の積極的な活用

平成21年度、5件6人の死亡事件

- 平成21年度、5件6人の子どもが虐待死亡(心中を含む)
- 児童相談所や区役所との関わりはあったが、事前に虐待通告はなかった(虐待のサインはなかった)
- それぞれに、リスク・困難は抱えていたそのリスクや困難に応じた支援が、届かなかった
- 地域の中では孤立していた。家族や親族の中でも孤立(疎遠)であった
- 虐待通告を促すだけでは(虐待対策だけでは)防げない
- 。子どもや保護者がsosを出せること、受け止められること。 保護者を孤立させない地域づくりや人間関係づくり

杉山春:彼らは"極悪人"なのか

- 子どもの虐待死と社会から「排除」された親たち-
- 私が取材をした上記3件の親たちは、みんな幼い時に暴力 やネグレクトを受けて、孤立の中で育っていた。大人になっ てもなおさまざまな生きづらさを抱え、社会の中で安定して 生きる力を持てない。そしてそのことを社会から隠している。 子どもが順調に育っているときには公的支援を受けても、問 題が生じて状況が深刻化すると自ら申告して支援を受けるこ とをしない一あるいはできない。
- 目黒区の事件をきっかけに児相が強化され、虐待される子どもの発見に力を入れることは有用だ。だが最も有効な方策は、若年者層を社会に丁寧に組み入れ、安心して人が出会い、子どもを家族だけでなく社会の責任として育てていく仕組みづくりだろう。親たちは社会から排除されると感じる時に、最も激しい暴力を一番弱い子どもに向ける

- 2016年、児童福祉法が改正され、子供が権利の主体としてその最善の利益が優先されることとなった。17年、厚労省は「児童福祉の理念を具体化する」ための工程を示すものとして「新しい社会的養育ビジョン」を発表した。
- 。 このビジョンでは里親委託や特別養子縁組制度を拡大し、施設入所を減らす方針が大きく報道された。だがそれだけではなく、地域に「子ども家庭総合支援センター」を作り、ソーシャルワークの力を強化、医師やボランティアなど地域のリソースと連携して子育てができるように家族を支える仕組みを作ろうという理念を持つ。

地域・コミュニティの包摂的なネットワークづくり



地域・コミュニティの包摂的なネットワークづくり

* できることがあります *

あなたの周りから

- 近所の子どもたちと挨拶をかわす
- 子どもの話を聴く
- 困っている人に声をかける (いち・はや・く)
- 虐待かもと思ったら189に電話する
- 相談窓口を伝える・一緒に行く

仲間と一緒に

- 講演会や講座などに参加する
- オレンジリボンを着ける

子どもや家庭を支援する団体に

- ボランティアとして参加する
- 寄付する



** 活動について知りたい人は、 ホームページを見てね! つながろう 虐待効止





(お問い合わせ)

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

福岡市こども未来局こども家庭課 TEL092-711-4238 FAX 092-733-5534

コミュニティの力こそが重要

○ 「虐待されトラウマを抱えた子どもたちにもっとも必要なのは、幼少期のトラウマに起因する痛みやつらさや喪失感をやわらげてくれる健全なコミュニティである。彼らを癒すのに何よりも効果的なのは、人間関係の質と量を増やすことだ。優しいケア(loving care)をたゆまず辛抱強く繰り返すことが役に立つ」(ブルース・ペリー)

ブルースペリー「犬として育てられた少年」(紀伊国屋書店)

参考文献

- 藤林武史:児童相談所の現状と虐待防止最前線。自由と正義 66(6), 17-23, 2015。
- 永野咲ら:社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション. 社会 福祉学 54(4), 28-40, 2014
- 藤林武史:ニーズとのギャップを埋める努力を. 子どもの虐待とネグレクト13(2), 238-243, 2011.
- 畠山由佳子「子ども虐待在宅ケースの家族支援」(明石書店)
- 藤林武史「児童相談所改革と協働の道のり」(明石書店)
- 藤林武史:乳幼児の家庭養育原則と新しい社会的養育ビジョン. 世界の 児童と母性83,12-16,2018.
- 杉山春:彼らは"極悪人"なのかー子どもの虐待死と社会から「排除」 された親たち、https://www.nippon.com/ja/currents/d00431/
- ブルースペリー「犬として育てられた少年」(紀伊国屋書店)